

新商品開発等支援事業募集要領

平成 31 年 4 月 日
一般財団法人瀬戸内市振興公社

一般財団法人瀬戸内市振興公社では、瀬戸内市役所と協力して、瀬戸内市における産業の活性化のため、瀬戸内市内に所在する農林水産物等の地域資源や技術を活用した農林水産加工品や商工業品を開発する団体を補助事業により支援することとしたので、新商品開発等支援事業募集要領及び新商品開発等支援事業補助金取扱要領に基づき、対象となる団体を募集します。

1 事業内容、事業実施主体、補助対象経費、提出書類等

本事業の内容、応募者の要件、補助対象経費の範囲等については、新商品開発等支援事業補助金取扱要領をご覧ください。また、この事業に必要な各様式は新商品開発等支援事業補助金取扱要領「様式集」をご覧ください。

2 補助事業者となり得る候補者の選定方法

取扱要領に基づき、提出された申請書類について審査を行い、補助事業者となり得る候補者を選定します。

3 申請書類等の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和 1 年 5 月 31 日（金曜日）必着

(2) 提出部数 正本 1 部、副本 2 部 計 3 部

(3) 問合先及び提出先

一般財団法人瀬戸内市振興公社（〒701-4223 岡山県瀬戸内市邑久町豊原 537-2）

Tel.0869-22-1344 ただし、問合せについては土・日・祝日を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までとします。

4 提出にあたっての留意事項

(1) 申請書類は、申請様式に沿って作成してください。

(2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査の対象にならない場合があります。

(3) 申請書類の作成及び応募に係る費用は、応募者の負担とします。

(4) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には持参も可としますが、ファクス又は電子メールによる提出は受け付けられません。

(5) 申請書類を郵送する場合は、提出期限前に余裕を持って投函するなど、必ず期限までに到着するようにしてください。

(6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の差し替え等は不可とし、審査結果の採択・不採択にかかわらず返却はいたしません。

5 結果の通知

審査結果については、審査等の手続きが終了後、速やかに全ての応募者に対し、書面で通知する予定です。

審査結果の通知については、採択者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることとなります。

なお、補助金交付の候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。